

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和5年度第2回相模原市入札監視委員会		
事務局 (担当課)		契約課 電話042-769-8217 (直通)		
開催日時		令和5年10月23日(月)午前10時00分から11時45分まで		
開催場所		相模原市本庁舎 第2別館5階 教育委員会室		
出席者	委員	5人(別紙のとおり)		
	その他	0人		
	事務局	18人(財政担当部長、契約課長 他16人)		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		法人に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため		
会議次第		<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 入札契約手続きの運用状況等について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 令和5年度第1四半期分</p> <p>(2) 抽出事案の審議について【非公開】</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 市立谷口小学校校舎増改築工事</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 南消防署長寿命化改修電気設備工事</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 相模原市立博物館エレベーター2・3号機更新工事</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 本庁舎設備管理業務委託</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 相模原市総合保健医療センター総合管理業務委託</p> <p style="padding-left: 2em;">カ 相模原市生活保護世帯高齢者等自立サポート事業業務委託(緑)</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 開会

2 議題

(1) 入札契約手続きの運用状況等について

事務局から、令和5年4月から6月までの入札契約手続きの運用状況等について説明した。

〈質疑応答〉

○No.84「本庁舎設備管理業務委託」とNo.89「本庁舎案内業務委託」は、履行場所や入札状況、落札業者等類似点が多いように見える。両者の入札状況は、どちらも参加条件が厳しすぎたという同様の理由に起因すると考えてよいか。(舟戸委員)

⇒●「本庁舎設備管理業務委託」が抽出事案となっているため、後ほど改めて御説明するが、御指摘のとおり設定した参加条件のうち両者共通の表現が参加の障害になったと推察している。

○今回の入札前の受注業者も共に同じ業者だったのか。(舟戸委員)

⇒●設備管理、案内業務共に、現行業者が引き続き落札している。

○入札を行っても業者の入れ替わりが起こらず、同一業者が引き続き受注者となるのはあり得ることで、長期契約案件の場合、引継ぎの簡略化などの利点も少なくないだろう。しかしながら、1者入札といった当該案件の入札経過を見るに、もう少し公正性や競争性に配慮した条件設定ができなかったものかと考えざるを得ない。(舟戸委員)

○廃棄物関連の業務について、参考見積業者が落札しているとの説明があったが、このような業務は、業務毎に多少の仕様の差はあれど、市外の業者でも積算可能と思われる。参考見積を市外業者に(有償で)求めるなどの工夫で、入札における不正を未然に防げるのではないだろうか。(大塚委員)

⇒●御指摘の案件については、市内に車両基地を有していなければ現実的な価格で受注することができないなど、仕様上の実質的なハードルがいくつか存在しており、このような条件を満たさない市外業者から参考見積を徴取することは、予定価格と実勢価格の大きな乖離を生むおそれもあるため、難しいものと考えている。

○No.95「広報さがみはら等新聞折り込み、配布(ポスティング等)、梱包、配送・納品業務委託」について、1者入札の理由として、業者間のネットワークができていないのではないかといった説明があった。当該エリアにおける受注調

整が行われているという意味だとすると、それは独占禁止法違反になる。(大塚委員)

⇒●受注調整が行われているという考えはない。受注可能な業者は複数存在すると考えているが、本件発注の規模や連続性を加味して、現実的な価格で受注し得る競争力を有する業者は極めて限定される、という感覚をこれまでの入札経過から受けている。本件発注は、発注者を限定しない類似業務の受注実績と業種区分以外、一切の条件を付しておらず、事業担当課としてもこれ以上の条件緩和は困難との認識であるため、差し当たって改善策が思い当たらないというのが現状である。

○No.95の該当業務エリア内の競合他社は、競争に勝てる見込みがないために参加しなかったという理解で良いか。(大塚委員)

⇒●そのような状況であったと推測している。

○No.93「パソコン等保守委託」について、例年1者入札だったが、今回入札では応札者が1者増えたとの説明だった。この新たな応札業者は、参考見積業者だったのか。(大塚委員)

⇒●お尋ねの応札業者は、参考見積業者とは異なる。これまで当該入札に関して接触の無い新規業者である。

○プロポーザル方式の案件について、1者参加で契約上限金額いっぱいでの契約という案件が多い。プロポーザル方式の性質上、重視すべきは内容面であることは理解しているが、受注業者の“言い値”にならない工夫はできないものか。(細田委員長)

⇒●本市では、まず、発注方式の選択に当たり、コストパフォーマンスを競うものは、一般委託業務であっても積極的に総合評価方式を採用するよう庁内周知してきている。他方、プロポーザル方式は、価格要素を度外視して発注すべき案件に採用することを原則としている。また、プロポーザル手続きにおいては、契約候補者となった業者と契約内容を協議し、最終的な見積金額の妥当性について事業担当課で精査した上で契約という流れになる。事業担当課における金額精査がどの程度行き届くのかという部分に課題は残るが、業者の“言い値”を自動的に採用するという手続きにはなっていない。

○No.97「マイナンバーカード申請サポート業務委託(8月開始分)」の失格者が多い理由は何か。(川合委員)

⇒●本件は、相模原市公契約条例に定める労働報酬下限額の適用対象契約であり、一律の計算式で最低制限価格を設定している。本件業務は、その業務内容や参加条件から、様々な業者が受注可能である一方、業者の得手不得手により、価格の開きが非常に大きいものとなっており、予定価格算定の

ための参考見積徴取の段階からその状況は顕著に見て取れた。実際の入札価格も非常に広範に分布しており、そのうち非常に安い金額での札入れが、本市の考える最低制限価格、即ちこれ以上安い金額では必要な賃金を従事者に支払えないだろうという額を下回り、失格となっている。

○入札参加者は、最低制限価格の存在を知らないのか。(川合委員)

⇒●一般競争入札においては、最低制限価格を設定する場合、その旨を入札説明書等に明記している。また、計算式は同じく入札説明書等に明記するか、他の公開文書を参照することとしており、全ての入札参加者はこれを知り得る状況にある。

○工事でも最低制限価格を下回って失格となっている案件が複数ある。仮に最低制限価格を今より下げれば、より安い価格で契約できた可能性もあるように思うが、現状、最低制限価格は、どのように設定しているのか。(梶田委員)

⇒●工事等の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルを参考に設定している。建設業における中長期的な担い手育成や適正な利潤確保といった考えのもと、全国ほぼ一律で制定されているものであり、本市において独自に最低制限価格を下げていくというのは難しいと考えている。一方で、失格多数といった状況は、改善の余地があるととらえており、積算根拠となる見積徴取のルールや本市の積算基準等の開示の仕方について、営繕部門と検討を重ねている。

(2) 抽出事案の審議について

法人に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、内容非公開。

3 その他

4 閉会

以 上

相模原市入札監視委員会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	大塚 誠	桜美林大学 ビジネスマネジメント学群 教授		出席
2	梶田 佳孝	東海大学 建築都市学部 土木工学科 教授		出席
3	川合 きり恵	弁護士		出席
4	舟戸 麻衣	公認会計士・税理士		出席
5	細田 孝一	神奈川大学 名誉教授	委員長	出席